

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次

ページ

告 示

○土地改良区の役員の退任の届出……………	(土地改良指導課)	19
○道営土地改良事業の工事の完了の届出……………	(土地改良指導課)	19
○漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定の一部改正……………	(水産経営課)	19
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	20
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課)	20
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	21
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課)	21
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	21
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	21
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	22
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………	(河川課)	22

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	22
○特定調達契約に係る入札の公告……………	23
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	24
○特定調達契約に係る入札の公告……………	24
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	25
○特定調達契約に係る入札の公告……………	26

道教育庁上川教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	27
----------------------	----

告 示

北海道告示第28号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、厚真町土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成17年 1 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
平成16.12.17 理 事 石 井 一 義 勇払郡厚真町字富里303番地

北海道告示第29号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年 1 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
東 山	畑地帯総合整備（農業用排水）	平成12.11.30
同	同 （農道）	同 16. 1.20
同	同 （区画整理）	同 14.11.11
同	同 （暗きょ）	同 15.10.30
同	同 （農地保全）	同 13.11.12

北海道告示第30号

昭和55年北海道告示第2号（漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年 1 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表戸井加入区の項中「亀田郡戸井町一円」を「函館市のうち原木町、新二見町、浜町、館町、泊町、弁才町、瀬田来町、汐首町、釜谷町、小安町、丸山町及び小安山町の区域」に改める。

1 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表えさん加入区の項中「亀田郡恵山町一円」を「函館市のうち日浦町、吉畑町、豊浦町、大洞町、中浜町、川上町、女那川町、日和山町、高岱町、日ノ浜町、古武井町、恵山町、柏野町及び御崎町の区域」に改める。

1 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表榎法華加入区の項中「亀田郡榎法華村一円」を「函館市のうち恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新八幡町、新恵山町、絵紙山町、新浜町及び銚子町の区域」に改める。

2 法第112条第2項ただし書の規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表函館市加入区の項中「函館市のうち根崎町、銭亀町、新湊町、古川町、石倉町、中野町及び豊原町を除く区域」を「函館市のうち根崎町、銭亀町、新湊町、古川町、石倉町、中野町、豊原町、原木町、新二見町、浜町、館町、泊町、弁才町、瀬田来町、汐首町、釜谷

町、小安町、丸山町、小安山町、日浦町、吉畑町、豊浦町、大瀬町、中浜町、川上町、女那川町、日和山町、高岱町、日ノ浜町、古武井町、恵山町、柏野町、御崎町、恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新八幡町、新恵山町、絵紙山町、新浜町、銚子町、古部町、木直町、尾札部町、川汲町、安浦町、白尻町、豊崎町、大船町、双見町及び岩戸町を除く区域」に改める。

2 法第112条第2項ただし書の規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表木直加入区の項中「茅部郡南茅部町のうち字木直及び字古部の区域」を「函館市のうち木直町及び古部町の区域」に改める。

2 法第112条第2項ただし書の規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表尾札部加入区の項中「茅部郡南茅部町のうち字尾札部の区域」を「函館市のうち尾札部町の区域」に改める。

2 法第112条第2項ただし書の規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表川汲加入区の項中「茅部郡南茅部町のうち字川汲の区域」を「函館市のうち川汲町の区域」に改める。

2 法第112条第2項ただし書の規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表安浦加入区の項中「茅部郡南茅部町のうち字安浦の区域」を「函館市のうち安浦町の区域」に改める。

2 法第112条第2項ただし書の規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表白尻加入区の項中「茅部郡南茅部町のうち字白尻及び字豊崎の区域」を「函館市のうち白尻町及び豊崎町の区域」に改める。

2 法第112条第2項ただし書の規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表大船加入区の項中「茅部郡南茅部町のうち字大船、字双見及び字岩戸の区域」を「函館市のうち大船町、双見町及び岩戸町の区域」に改める。

北海道告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年1月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 積丹郡積丹町大字野塚町585の2から585の8まで、字野塚585の1
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎87地先・374地先・419の1地先・377・378（以上3筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。）、418の3、419の1
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年1月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 茅部郡砂原町字砂崎13の4・字彦瀬279の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 潮害の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び砂原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第33号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年1月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 増毛郡増毛町雄冬1051の10（国有林。次の図に示す部分に限る。）・1051の1（国有林）、303の1・303の2・389の1・1051の12（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡上湧別町字南兵村一区560（次の図に示す部分に限る。）・561の1、562

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年1月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除に係る保安林の所在場所 網走郡東藻琴村字千草336の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所 網走郡女満別町字開陽393の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第35号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年1月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 北見市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 美瑛市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため

3(1) 解除予定保安林の所在場所 夕張郡長沼町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

4(1) 解除予定保安林の所在場所 釧路郡釧路町字別保4の3・5の5・5の6・7の8・7の9・12の18・12の19・12の21・12の22・128の3（以上10筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第36号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年1月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
- 厚田郡厚田村大字望来村字望来川奥559、560、561の1、562の1、565の1、566の1、741の1、741の4、741の5、742の1、742の2、757、867
- 2 保安林として指定された目的
- 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道石狩支庁経済部林務課及び厚田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第37号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成17年1月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 松前郡松前町字西館187
- (2) 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 松前郡松前町字西館186（次の図に示す部分に限る。）、187、201、311

- (2) 保安林として指定された目的
- 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第38号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道網走土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年1月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河川の名称
- 一級河川常呂川水系伊藤沢川
- 2 廃川敷地が生じた年月日
- 平成17年1月14日
- 3 廃川敷地等の位置
- 常呂郡常呂町字福山437番地先から同28番2地先まで及び同30番1地先から同36番地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
- 土地 11,984.67㎡

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成17年1月14日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

- 1 資格及び調達をする物品等の種類
- 平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 平成17年1月14日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学（附属病院地下2階主電気室）で使用する電力の需給契約 (2) 資格 札幌医科大学（附属病院地下2階主電気室）電力需給契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 物品等の種類 電力 2 資格要件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。 (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項に規定する一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者 (2) 供給開始日から送電をすることが可能であること。 3 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成17年1月14日から2月10日までの間にしなければならない。 (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局管財課 イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、エ、オ、(2)、4の(1)、(3)及び5の(2)による。 札幌医科大学告示第3号 次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成17年1月14日 札幌医科大学長 今井浩三 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 調達をする物品等の名称 札幌医科大学（附属病院地下2階主電気室）で使用する電力 (ア) 基本料金 契約電力 1kW当たりの単価 (イ) 電力量料金 a 昼間電力 1kWh当たりの単価 b 夜間電力 1kWh当たりの単価	イ 数量 (ア) 契約電力 5,300kW (イ) 年間予定使用電力量 29,611,800kWh a 昼間電力 16,671,500kWh b 夜間電力 12,940,300kWh (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで (4) 納入場所 札幌医科大学（附属病院地下2階主電気室） 2 入札に参加する者に必要な資格 平成17年札幌医科大学告示第2号に規定する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学本部棟4階管財課入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課） (2) 入札日時 平成17年2月23日 午前9時30分（送付による場合は、平成17年2月22日までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 (1) 落札者の決定方法 すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低である者を落札者とする。 8 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
--	---

- (1) 名 称 札幌医科大学事務局管財課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011-611-2111 内線 2254

9 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. Nature : Electricity to be used in Sapporo Medical University (Electrical Room)

(a) A basic charge per kW

(b) A unit price per kWh

b. Quantity :

(a) Electricity contract : 5,300kW

(b) The estimated electricity for the year : 29,611,800kWh

(Day-time electricity supply : 16,671,500kWh, Night-time electricity supply : 12,940,300kWh)

B. Bid tendering date and time : 9:30 A. M., February 23, 2005

C. Contact : Property Supervision Division, Administration, Sapporo Medical University,
Nishi 17-chome, Minami 1-jo Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8556 Japan

Phone : 011-611-2111 Extension 2254

札幌医科大学告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成17年1月14日

札幌医科大学長 今井 浩 三

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成17年1月14日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学（附属病院看護師宿舎）で使用する電力の需給契約

(2) 資 格 札幌医科大学（附属病院看護師宿舎）電力需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項に規定する一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者

(2) 供給開始日から送電をすることが可能であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成17年1月14日から2月10日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局管財課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、エ、オ、(2)、4の(1)、(3)及び5の(2)による。

札幌医科大学告示第5号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年1月14日

札幌医科大学長 今井 浩 三

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 札幌医科大学（附属病院看護師宿舎）で使用する電力

(ア) 基 本 料 金 契約電力 1kW当たりの単価

(イ) 電力量料金 a 平日電力 1kWh当たりの単価

b 休日電力 1kWh当たりの単価

イ 数 量

(ア) 契 約 電 力 18kW

(イ) 年間予定使用電力量 103,600kWh a 平日電力 69,200kWh

b 休日電力 34,400kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 札幌医科大学（附属病院看護師宿舎）

2 入札に参加する者に必要な資格

平成17年札幌医科大学告示第4号に規定する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学本部棟4階管財課入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課） (2) 入札日時 平成17年2月23日 午前9時45分（送付による場合は、平成17年2月22日までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 (1) 落札者の決定方法 すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低である者を落札者とする。 8 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 札幌医科大学事務局管財課 (2) 所在地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011-611-2111 内線 2254 9 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : a. Nature : Electricity to be used in Sapporo Medical University (Nurse Accommodation) (a) A basic charge per kW	(b) A unit price per kWh b. Quantity : (a) Electricity contract : 18kW (b) The estimated electricity for the year : 103,600kWh (Weekday electricity supply : 69,200kWh, Holiday electricity supply : 34,400kWh) B. Bid tendering date and time : 9:45 A.M., February 23, 2005 C. Contact : Property Supervision Division, Administration, Sapporo Medical University, Nishi 17-chome, Minami 1-jo Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8556 Japan Phone : 011-611-2111 Extension 2254 札幌医科大学告示第6号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成17年1月14日 札幌医科大学長 今井浩三 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契約 約 平成17年1月14日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学（附属病院ファミリーハウス）で使用する電力の需給契約 (2) 資格 格 札幌医科大学（附属病院ファミリーハウス）電力需給契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 物品等の種類 電力 2 資格要件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。 (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項に規定する一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者 (2) 供給開始日から送電をすることが可能であること。 3 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成17年1月14日から2月10日までの間にしなければならない。
--	--

- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局管財課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

- 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、エ、オ、(2)、4の(1)、(3)及び5の(2)による。

札幌医科大学告示第7号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年1月14日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 札幌医科大学（附属病院ファミリーハウス）で使用する電力

(ア) 基本料金 契約電力 1kW当たりの単価

(イ) 電力量料金 電力 1kWh当たりの単価

イ 数 量

(ア) 契 約 電 力 39kW

(イ) 年間予定使用電力量 97,700kWh（うち、蓄熱電力量 68,100kWh）

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契 約 期 間 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

- (4) 納 入 場 所 札幌医科大学（附属病院ファミリーハウス）

2 入札に参加する者に必要な資格

平成17年札幌医科大学告示第6号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学本部棟4階管財課入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課）

- (2) 入 札 日 時 平成17年2月23日 午前10時（送付による場合は、平成17年2月

22日までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

- (1) 落札者の決定方法

すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額から蓄熱電力料金を除いた金額）が最低である者を落札者とする。

8 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 札幌医科大学事務局管財課

- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011-611-2111 内線 2254

9 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. Nature : Electricity to be used in Sapporo Medical University (Family House)

(a) A basic charge per kW

(b) A unit price per kWh

b. Quantity :

(a) Electricity contract : 39kW

(b) The estimated electricity for the year : 97,700kWh

(Thermal storage electricity supply : 68,100kWh)

B. Bid tendering date and time : 10:00 A. M., February 23, 2005

C. Contact : Property Supervision Division, Administration, Sapporo Medical University,
Nishi 17-chome, Minami 1-jo Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8556 Japan

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年1月14日

北海道教育庁上川教育局長 西 田 俊 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

国際取引学習システム等一式（国際取引学習システム、センターモニターシステム、2教室連携カメラシステム、サーバシステム、パーソナルコンピュータ、視聴覚機器、教師用・生徒用デスク、その他周辺機器）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期日 平成17年3月31日（木）

(4) 納入場所 北海道旭川商業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年度北海道告示第5号に規定する物品の購入等の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 納入しようとする物品が、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを確認できる者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成17年1月14日から28日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道教育庁上川教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎
3階301号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8612
北海道教育庁上川教育局企画総務課）

(2) 入札日時 平成17年2月23日（水）午前11時（送付による場合は、平成
17年2月22日（火）までに必着のこと。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁上川教育局企画総務課

(2) 所在地 郵便番号 079-8612 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166-46-5111 内線 3117

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. learning system for international dealings 1 set

B. Bidding date and time :

11:00 A. M., February 23, 2005

(If mailed, bids must arrive no later than February, 22)

C. Contact

Accounting Division, General Affairs Department,

Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido office of Education Nagayama 6, 19,
Asahikawa, Hokkaido, 079-8612, Japan
Phone : 0166-46-5111 Extension 3117
